

ネーミングライツ事業契約書

国立大学法人高知大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が管理する〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「本施設」という。）に係る施設命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の付与に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、ネーミングライツに基づく愛称の命名について、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

2 甲は、甲の教育研究環境の向上を図るため、本施設のネーミングライツ事業を実施し、乙は、その目的に賛同して、命名権料を支払い、ネーミングライツの付与を受けるものとする。

（ネーミングライツ）

第2条 甲は、乙に対して、本契約の定めるところにより本施設のネーミングライツを付与する。

2 本施設の愛称は以下のとおりとする。

愛称：〇〇〇〇〇

3 甲は、前項の愛称を積極的に使用しなければならない。

4 本契約の有効期間内において、乙は愛称を変更することはできない。ただし、甲が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（愛称のサイン、案内看板等の設置）

第3条 乙は、甲と協議の上、本施設及び甲の構内に新たに愛称を表示するサイン、案内看板等（デザインを含む。以下「サイン等」という。）を設置することができる。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲が設置した本施設及び甲の構内のサイン等について、愛称を表示するサイン等に変更することを申し入れることができる。

3 前2項に定める愛称を表示するサイン等の内容（形状や大きさ等）、設置箇所及び掲示方法等については、甲乙協議の上決定するものとする。

4 第1項及び第2項に定める愛称を表示するサイン等の設置及び変更は乙が実施するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

5 第1項に定める愛称を表示するサイン等の所有権は乙に帰属し、第2項に定めるサイン等の所有権は甲に帰属するものとする。

6 本契約の有効期間の終了又は解除したときは、甲が指定する日までに、乙の費用負担により原状回復するものとする。

7 前項に規定する原状回復を乙が行わない場合、甲は、乙の同意を得ることなく原状回復を行い、その費用の全額を乙に請求することを乙はあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

(愛称を表示するサイン等の管理)

第4条 前条第1項及び第2項に定める愛称を表示するサイン等の修繕等、維持管理に要する費用については、乙が負担する。また、新たに設置した当該愛称を表示するサイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等につけた愛称を表示するサイン等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、乙が負うものとする。

(ネーミングライツに付帯する諸権利等)

第5条 甲が、本契約に基づき乙に提供する諸権利等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、甲が管理する出版物やホームページ等を通じて、愛称の普及と定着に努力する。
- (2) 乙は、本施設の命名権が付与されていることを、乙の管理する出版物やホームページ等で表示することができる。
- (3) 前各号に定めるもののほか、乙が応募時に提案した条件については、甲が書面により許可した場合に限り、これを認める。

(契約期間)

第6条 本契約の有効期間は、令和〇年〇〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日まで（以下「契約期間」とする。）

- 2 乙は、契約期間が満了する日の翌月から本契約の更新を希望するときは、契約期間満了の6か月前までに、その旨を甲に書面で通知するものとし、甲は、申請受付後、必要な手続きを経て、乙へ優先交渉権を付与する。
- 3 甲は、前項による通知を受領したときは、乙との間で更新の成否について協議するものとする。
- 4 第2項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が整わない場合には、本契約は第1項に定める期間の末日をもって終了する。

(命名権料)

第7条 本契約に基づく命名権料は、年額〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円）とする。ただし、令和〇年度については、〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円）とする。

- 2 乙は、前項に定める命名権料について、甲が発行する請求書により、各年度の5月31日までに支払わなければならない。ただし、令和〇年度については、令和〇年〇〇月〇〇日までに支払わなければならない。
- 3 乙が、前項に規定する日までに第1項に規定する金額を納付しないときは、支払期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、本学が指定する支払期日を経過した日における民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率を乗じて計算した金額を滞延金として支払わなければならない。

(知的財産権の無償使用)

第8条 乙が、本契約の愛称に関して従前から保有し又は新たに取得した知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。以下同じ。）については、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

2 標示された愛称が第三者の知的財産権を侵害した場合には、乙は自らの責と負担においてこれを解決し、甲には一切迷惑をかけないものとする。

(損害賠償)

第9条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除)

第10条 甲及び乙は、本契約の相手方につき、次の各号いずれかの事実が生じた場合は、第6条第1項に定める契約期間中であっても、何らの催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

- 一 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
 - 二 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
 - 三 本契約に定める条項に違反したとき。
 - 四 乙が、法令、甲の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
 - 五 乙の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
 - 六 乙の都合により、本契約に定める義務の履行が困難となったとき。
 - 七 その他甲がネーミングライツの付与を取り消すことが必要と認めるとき。
- 2 乙が前項第6号により、本契約を解除するときは、希望する契約解除日の1か月前までに、書面により甲に申し入れなければならない。

(命名権料の返還)

第11条 前条第1項第1号から第3号の規定に基づく甲の申し入れにより、本契約を解除したとき及び同条第1項第4号から第6号の規定により本契約を解除したとき、甲は、乙が既に支払った命名権料を返還しないものとする。

2 前条第1項第1号から第3号の規定に基づく乙の申し入れにより、本契約を解除したとき、甲は、既に支払われた命名権料のうち未履行分について、日割りにより計算の上、乙に速やかに返還するものとする。ただし、前条第1項第7号に基づき、本契約を解除したときは、命名権料の返還について甲乙協議の上決定する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、本契約の履行に関し相手方から秘密である旨明示して開示された情報（以下「秘密情報」という。）を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も秘密情報を保有する限り効力を有する。

(疑義に対する協議)

第14条 本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、甲乙の協議により解決するものとする。

(裁判管轄)

第15条 本契約に関する訴えは、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 高知県高知市曙町二丁目5番1号
国立大学法人高知大学
契約担当役 学長 受田 浩之 印

乙 (住所)
(会社名)
(代表者名) 印